

市役所本庁を 稲築多目的広場に

(移 転 は 未 定)

嘉麻市役所の位置を 定める条例の一部を改正



(稲築高校跡地)

12月定例会最終日に議員6名の連名により、市役所の位置を現在の
上臼井446番地1か
ら岩崎1180番地1
に変更する条例が提案
されました。

提案の理由

嘉麻市の根本的な行政改革を図るとともに、地方自治法の規定に則り、「住民の利便性」「他の官公署との距離」「交通事情」などを熟慮し、もって住民福祉に資することを目的として、分庁方式を解消し、本庁舎を稲築多目的運動広場に集約します。

なお、この条例の施行日は、規則で定めることとし、具体的な移転時期は未定となっております。

採決の結果

出席議員22名による無記名投票の結果、賛成16票、反対6票の賛成多数で可決しました。

※特別多数決
通常の採決では、過半数の賛成で議案等は可決となりますが、今回の条例の成立には、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とします。また、議長も採決に加わります。

再議

採決の結果を受け、地方自治法第176条第1項の規定により、市長より再議に付され、臨時議会が12月27日に招集されました。

再議の理由は、「自治基本条例に規定するように、庁舎建設という重要政策は、民意を十分反映すべきものと考え、現段階において、十分な説明責任を果たしているとは、言い難い状態にある。

また、嘉麻市の財政状況を鑑みると、嘉穂小学校の建設に着手し、CATVの全市拡張、火葬場建設などの計画

がある中、地方交付税の一本算定による収入減も想定され、予算を許さない状況にある。

庁舎建設という多額の予算を伴うもので、議員提案の条例制定に当たっても、地方自治法第222条の趣旨から、条例化する時期に、あらかじめ財源の見通しを立てる必要があります。」とするものです。

臨時議会での採決

12月27日に開催された臨時議会では、出席議員21名（欠席1名）による無記名投票の結果、賛成14票、反対7票の賛成多数で再度可決しました。

この結果、再議に付された市役所の位置を定める条例は確定しました。

討論

主な賛成意見

○ 自治基本条例の柱は市民との情報の共有だ。

市長は、平成24年2月に庁舎の候補地を比較した報告書を作成したが、市民に公表していない。

○ 市長が碓井庁舎を増築するということが勝手に決めたことは受け入れがたい。

市民への説明責任を果たさされていないと言いが、CATV全市拡張についても市長は市

民へ説明していない。○ 今回の条例の改正は法令等に違反するものではない。

○ 財政状況に予算を許さないとしながら、市長は多額の経費がかかるCATVの全市拡張を進めている。

市長は、再議の理由に地方自治法第222条の趣旨から、条例化の時期に財源の見通しが必要としているが、当面義務費は生じないので予算措置は必要なく、行政実例もあり、再議の理由には当たらない。

○ 一番新しい碓井庁舎でも耐用年数が20年程度で、耐震補強もなされていない。

碓井庁舎の増築には49億円かかるが、稲築多目的運動広場に新築する場合には36億円で済み、行財政改革に寄与するものである。

○ 稲築庁舎の利用は多く、また近隣には大型店舗の進出が増え、

福岡市等への交通アクセスも良い。○ 碓井庁舎を増築する場合、現庁舎の建て替え時期には、市の単費となる。

新築する場合、用地取得の不要な市有地の方が、財政負担が少なく済むが、碓井グラウンドと稲築多目的運動広場を比較して、住民の利用、交通事情等を考慮すると稲築多目的運動広場が適当なのは明らかだ。

市長は、早急に庁舎問題検討報告書を元に住民説明会を実施するよう求める。

市長は、早急に庁舎問題検討報告書を元に住民説明会を実施するよう求める。

○ 稲築多目的運動広場は、平成20年度に作成したハザードマップでは、1000〜1500年に一度の洪水が起きると浸水する恐れがある。

また、議会が今回のような強行姿勢にたつのは市長側にも責任の

一端はある。市民不在の状態なので、冷静に判断してほしい。

○ 市民から、多数の意見を聴いたが、怒りに近い声が多く、庁舎が遠くなるという不安や最悪の場合は市民がいがみ合う結果になるとの心配をされている。また、役所だけが良くなつて市民生活が犠牲になるとの意見や元の町に戻すべきとの意見もあった。

稲築多目的運動広場に賛成、反対ということではないが、市民を含めての議論がなされていない。

○ 年間約1000人の人口が減っている中で、10年後、20年後に今のような自主財源がなく、企業誘致も進まない嘉麻市が独立の形で維持できるか疑問がある。

桂川町や飯塚市との合併も視野に入れると庁舎建設は賢い選択で

はない。

合併特例債を活用するにしても、他の事業と市の負担は大きい。

自治基本条例の規定では、重大な決断をする場合には、住民投票やアンケート調査等を行わなければならない。今、議会がすべきことは住民の声を聴くことだ。

経過

12月18日

市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の提案（議員6名）

賛成多数で可決

12月27日

市長が臨時議会を招集し、市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を再議に付す

賛成多数で可決

議決の確定

※再議とは…

議会で行った議決に対し異議がある、または議会で行った議決や選挙にその権限がないあるいは法令違反等がある、もしくは議決が執行不能である等として市長が審議や選挙のやり直しを求めるところを言います。

今回の再議に付する理由で再度可決となるには、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とします。